

3.2. 東京都内における概要

東京都内の路線延長は19.4kmで、全区間においてトンネル構造とし、そのうち18.0kmは大深度地下¹を使用する計画である。東海道新幹線品川駅の地下に設置するターミナル駅から、港区、品川区、大田区、世田谷区を通り、神奈川県川崎市を経て、再度、東京都の町田市を通り、神奈川県相模原市の神奈川県駅（仮称）に至る。

東京都区内においては、品川区北品川及び大田区東雪谷に非常口を設置し、品川区北品川の非常口計画地には変電所を併設する。

町田市内においては、町田市能ヶ谷・川崎市麻生区片平の境界付近、小野路町及び上小山田町に非常口を設置する。

東京都内の構造種別（路線延長）と主要な施設を表3-2-1に示す。また、東京都内の路線計画を図3-2-1に示す。

表 3-2-1 東京都内の構造種別（路線延長）と主要な施設

種別	地上部	トンネル	駅	変電所	非常口 (都市部)
数量	0km	19.4km	1箇所	1箇所	5箇所 ^{注1}

注1 非常口（都市部）は都県境に計画するものを含む。

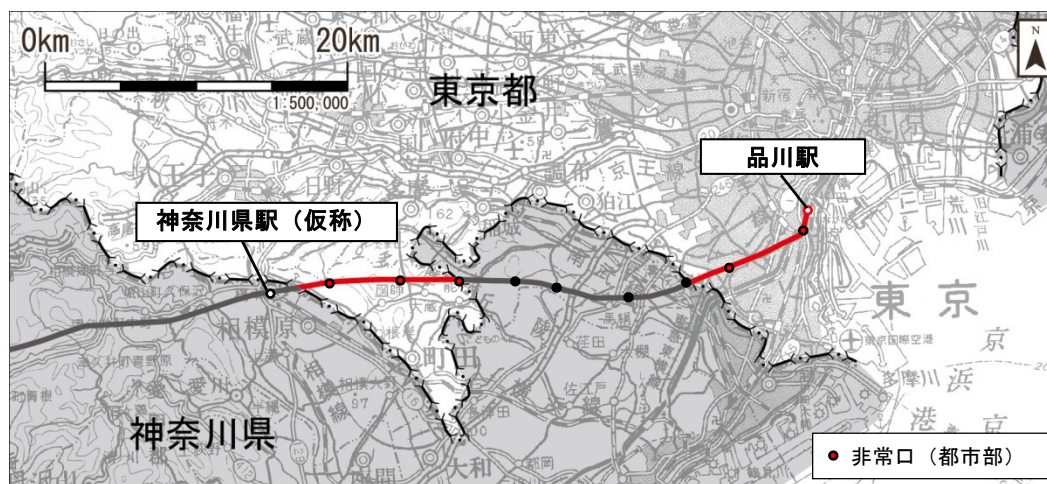
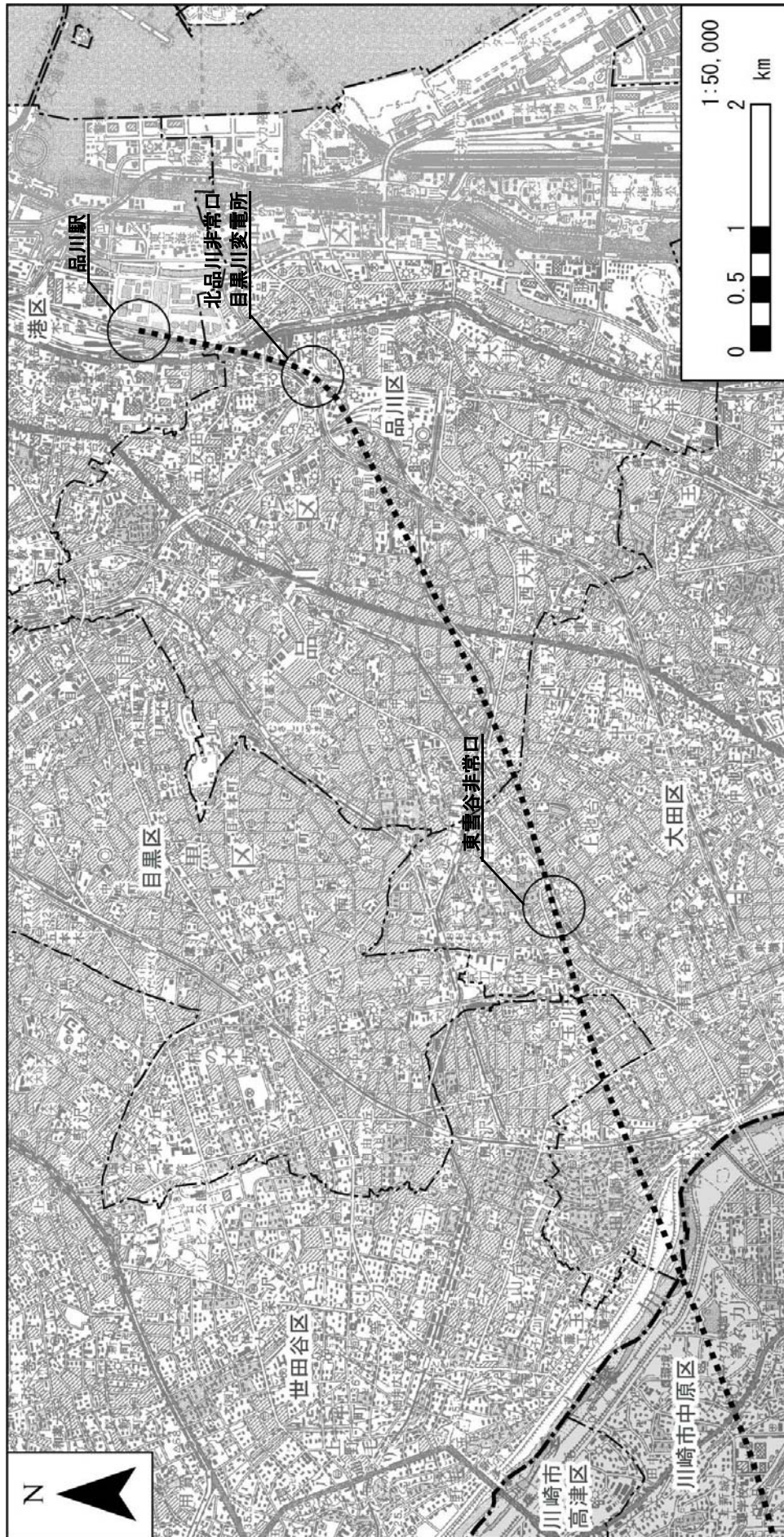


図 3-2-1(1) 東京都内の路線計画

¹ 大深度地下は通常利用されない空間であるため、公共の利益となる事業のために使用権を設定しても、通常は、補償すべき損失が発生しない。このため、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法により、事前に補償を行うことなく大深度地下に使用権を設定できるとされている。（平成30年10月17日大深度地下使用認可）
なお、大深度地下とは、次の内いずれか深い方の地下をいう。

- ①建築物の地下室及びその建設の用に通常供されることがない地下の深さとして政令で定める深さ（地表より40m）。
- ②当該地下の使用をしようとする地点において通常の建築物の基礎杭を支持することができる地盤として政令で定めるものの内最も浅い部分の深さに政令で定める距離（10m）を加えた深さ。



凡例

..... 計画路線(トンネル部)

--- 都県境

---- 区市境

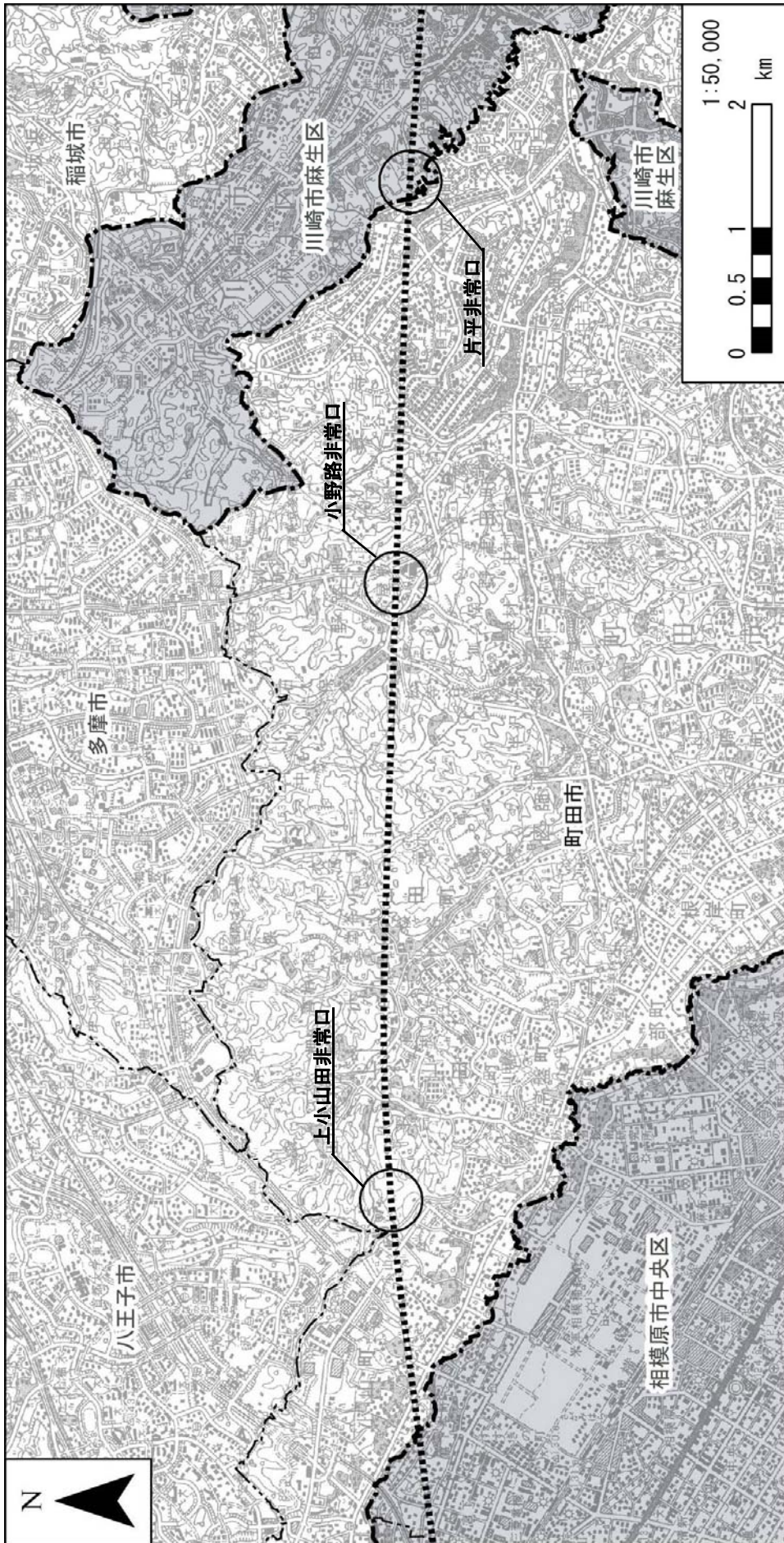
※工事契約等に伴い、各施設の名称を下記のように変更した。

東京都ターミナル駅を品川駅、北品川変電施設を目黒川変電所、

非常口(都市部)を(起点方から)北品川非常口、東雪谷非常口、片平非常口、小野路非常口、上小山田非常口

※片平非常口は工事着手前のため、今回の調査対象外となる。

図 3-2-1 (2) 東京都内の路線計画



凡例

..... 計画路線(トンネル部)

--- 都県境

---- 区市境

※工事契約等に伴い、各施設の名称を下記のように変更した。

東京都ターミナル駅を品川駅、北品川変電施設を黒川変電所、

非常口(都市部)を(起点方から)北品川非常口、東雪谷非常口、片平非常口、小野路非常口、上小山田非常口

※片平非常口は工事着手前のため、今回の調査対象外となる。

図3-2-1(3) 東京都内の路線計画